

# KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン

SNET 広報 25号

編集責任者：NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本 直也  
 事務所：〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎元町5-22 永井ビル3階  
 電話・FAX：0467-85-6660 直通電話：090-4937-4904 定価 100円  
 ホームページ：http://www.npo-snet.com eメール：info@npo-snet.com



## 2011年度（第11回）NPO法人総会報告

2011年6月18日（土）2011年度の総会を開催いたしました。

総会には、NPO 法人の正会員（社員）に出席いただくとともに、昨年同様、オンブズマン活動の個人契約の利用者の方々に傍聴いただきました。

総会では、2010年度の事業報告、決算報告（表.1参照）及び監査報告と2011年度の事業計画、予算案が説明され、いずれも承認されました。

理事長就任後、1年が経過しこの間、茅ヶ崎市と3年間実施してきた協働推進事業の「成年後見支援センター」が無事終了でき、また、この「成年後見支援センター」が茅ヶ崎市からご評価いただき、今年の4月からは茅ヶ崎市より「成年後見支援センターの運営事業」の委託を請けることができました。これも、会員の皆様方の日頃の活動の努力と、ご支援いただいている皆様の応援があってこそ成し遂げられたことと感謝致します。

また、3月11日に起こった東日本大震災では、湘南ふくしネットワークオンブズマン（Sネット）として、5月には被災地に物資を送付し、6月にはSネットと関連のある法人に寄付金を送付致しました。今でも福島第1原発の放射能漏れが続いており、また、被災地での避難生活はいつまで続くかわからない状況にあります。今後も、Sネットとして被災地に何らかの支援を行っていきたいと思っています。

今年度は、懸案であったSネットのオンブズマン活動の総括をご支援いただいている皆様を含めて行い、今後のSネットの方向性についてのベクトルあわせを皆様と一緒に行っていきたく思いますので、今後ともご支援賜りますようお願い致します。  
 （理事長 藤本 直也）

表.1 2010年度 収支決算書  
収入の部

項目	金額
1. 事業収入	7,817,798
2. 賛助会員収入	198,130
3. 寄付金	818,385
4. 雑収入	5,000
5. 前年度繰越金	260,167
合計	9,099,480

支出の部

項目	金額
1. 事業費	6,039,836
2. 管理費	2,420,182
3. その他	25,986
4. 租税公課	70,000
支出計	8,556,004
5. 次期繰越金	543,476
合計	9,099,480



## 知的障害者グループホームの事件からみる現状と課題

～知的障害のある人たちを支援できる人はいるのか～

湘南ふくしネットワークオンブズマン理事 高山直樹

### 後を絶たない権利侵害(事件)

横浜市のグループホームに入居する知的障害者2名の預金約2千万円が用途不明になり、6月30日に神奈川県は、この法人が運営する市内の4か所のグループホームとケアホームの指定を取り消した。

知的障害者の権利擁護の先駆的実践を行ってきた神奈川県、そして地域生活支援を打ち出し、グループホームが約500存在する横浜市において、近年下記のように権利侵害の事件が頻繁に起こっている。

知的障害者支援施設【綾瀬市】：職員2人が女性利用者にわいせつ行為(2009)

知的障害者支援施設【小田原市】：利用者の預り金着服(2009)

グループホーム【厚木市】：知的障害者の女性入居者に性的暴行(2009)

グループホーム【横浜市】：知的障害者の女性入居者への強姦事件(2011)

グループホーム【横浜市】：入居者の預金用途不明事件(2011)

このように極めて憂うべき問題がなぜ後を絶たないのか。「いったい知的障害のある人を支援できる人はいるのか」という命題を関係者に突きつけられている。

### 施設長・管理者は支援の使命と情熱を取り戻せ

Sネットは、利用者の権利擁護を根幹に置きながら活動を展開してきた。また個人的にも多くの社会福祉施設に関わっているが、改めて権利擁護は、実践の価値であり、その実践は権利擁護の具現化であると感じている。また権利擁護は利用者に誠実に寄り添い、向き合うことが出発点である。さらに近い関係の人が権利擁護を実践することが出来る。

しかし近い関係の人が、権利侵害者になりうるということも忘れてはならない。支援者は利用者にとって最も近い関係者であり、一人の支援者が権利擁護の価値や実践を常に意識をしていないと、簡単に権利侵害者になってしまうことに気づいていることが求められる。

上記の権利侵害の事件は、犯罪である。知的障害者に関わることから、退場処分であることは言うまでもない。しかしこのような状況になることを予見して、研修や組織体制をしっかりと構築する責任があることを管理者に強く言いたい。その意味から特に施設長のマネジメント力が求められている。改めて知的障害者の支援の使命(ミッション)を事業所全体に共有できるのかということである。障害者自立支援法施行前後から、大きな制度改革の流れの中で、その使命と情熱を失っている事業所は少なくない。

### 行政は徹底的に市民(利用者)の側に立つ責任を果たせ

2003年の支援費制度以降、行政の支援に関する責任の取り方は低下していると言わざるを得ない。現状の多くは、障害程度区分の認定、受給者証の発行などいわゆる事務業務に終始しており、各事業者にはほぼ丸投げ状態である。何か問題が顕在化しないと行政の動きが見られないということは、利用者が傷つけられてから、不利益を被らされてから対応するということになる。傷つけられてからでは遅いのである。今回のグループホームの用途不明金の事件に対しても、より迅速な行政の対応が要であった。またこのような虐待事件に関して行政の「やむをえない措置」を活用すべきであった。また行政監査のあり方も権利擁護の視点からのチェックが求められる。

### 地域生活支援の課題

地域移行として、グループホームへの入居が多くなってきている。またニーズもある。たとえば入所施設からの移行の場合は、地域において生活を再スタートする。地域で日常を取り戻していくことになる。したがってグループホームに移行してからも、真の地域生活支援が必要となる。しかし今回の事件発行:KSK神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 横浜ラポール3階 (2)



2011年7月29日発行 KSK 増刊通巻5098号(毎月12回2・3・4・5の付く日発行) 昭和51年12月22日第三種郵便物認可  
 で顕在化したことは、グループホームが密室となり、地域において孤立していることである。グループホームが居住者の居場所になりうるための支援が地域生活支援と言える。居場所とは、安心できる物理的な場所のことであり、そこを拠点として様々な参加できる場所や関係を作り出し、その人らしい生活を送ることである。

その意味で特に、グループホームの世話人の資質が問われている。また世話人個人レベルの問題だけでなく、バックアップする施設のあり方や世話人の資質向上のための研修などが体系化されなければならない。したがってグループホームのスタッフは、まさに専門性が問われている。またそのような職員体制を構築していかなければならない。

さらに財産管理や金銭管理は、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用し、グループホーム内で完結した支援にならない仕組みづくりも喫緊の課題である。ようするに地域において、権利擁護のネットワークでの支援の構築が求められている。

## 障害者虐待防止法の成立

この6月17日に障害者虐待防止法が成立した。施行は来年の10月1日となるが、施行までの間に、地域においての権利擁護の仕組みを早急につくっていかねばならない。また障害者計画の見直し、地域自立支援協議会等も含め、虐待に関する地域ネットワークのあり方や行政の責任の明確化を改めて議論する必要がある。特に障害者虐待対応の窓口等である「市町村障害者虐待防止センター」の機能が要となる。

児童、高齢者そして障害者の虐待防止法が成立した。本来ならばこのような法律のない社会でなければならないのであるが、この法律を起点に再度、知的障害のある方の支援を関係者がそれぞれの立場において、真摯に反省し、リスタートしなければならない。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

### 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。
- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 	[スキーム] 	[スキーム] 

### その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

出典：障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年6月30日）

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／地域移行・障害児支援室





## 新人オンブズマン紹介

### 高橋佳宏 (たかはしよしひろ)

1947年8月に出羽国の湊町酒田で生まれました。そのせいか生まれつきの海と船好きで、横浜の緑区から茅ヶ崎に来ました。引っ越してもう少して10年になります。

39年間、法律・特許・会計総合法律事務所に勤務しました。弁護士の補助職と行政書士として、いろいろな裁判関係の手続きから行政官庁への手続きまで、広く法律実務を経験しました。定年後、1年間は事務嘱託として働き、2008年8月に退職しました。

退職後は、地域で成年後見活動をしたいと思い、福祉の勉強をするため、茅ヶ崎リハビリテーション専門学校専攻科に入学しました。2010年の社会福祉士国家試験に合格し、神奈川県社会福祉士の会員になりました。今年の4月から成年後見支援センターの相談支援員として、Sネットの活動に参加させていただいております。よろしくお祈りします。

### 上杉桂子 (うえすぎけいこ)

初めまして、上杉桂子 (うえすぎけいこ) と申します。昨年度1年間は理事、そして今年からはオンブズマンとなりました。二人の息子の内、18歳になる自閉症の次男は香川駅そばの法人でパン作りをしています。長い間、親の会活動を中心に、養護学校のPTAや地域のヘルパー事業所、市の委員会等に関わって色々な課題に取り組んでまいりましたが、基本はみんな権利の問題ですね。Sネットでの仕事が、今までで一番やりたかった事のような気がしています。どうぞ宜しくお願いします。

### 山内瑠美 (やまうちるみ)

1980年生まれ、二児の母。ホームヘルパーの仕事をしています。私がオンブズマン活動を始めるきっかけをつくってくれたのが、理事の高山直樹さんによる東京社会福祉士の権利擁護研修でした。

「その人がその人らしく生きるための権利擁護」という考え方に心底惚れてしまい、東京から湘南まで追いかけてきてしまったのでした。いつだって、「本人が真ん中」であるために、微力ながらもお役に立てたら、と思っています。どうぞよろしくお願い致します。

## 寄付金ご協力のお礼

2010年度、多数の方に寄付金を頂戴し、当法人の権利擁護活動の推進に御協力を賜りましたこと、ここに深く感謝申し上げます。(理事長 藤本 直也)

寄付金総額 818,385円

## 賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

◇賛助会員会費 ・個人 年額 一〇 1,000円 (一〇以上)  
・法人 年額 一〇 5,000円 (一〇以上)

◇ご入会の方法: 郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください  
郵便振替口座番号: 00210-9-75496  
口座名義人: NPO法人 Sネットオンブズマン

## 編集後記

2011年6月17日、障害者虐待防止法が成立しました。今号の記事にもあるとおり色々まだまだ考え、動向をみていく必要があるようです。

新たに3名のオンブズマンが加わりました。これから一緒に活動について語り合っていきたいです!!

(小野田)

